

事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十四条ただし書の許可を受けた者がその製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）に係るも（猟銃等製造事業者が修理をする場合については、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

八 武器等製造法の猟銃等販売事業者が猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者、第四条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該猟銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

九 第十条の八第一項の規定による猟銃又は空氣銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る猟銃又は空氣銃を同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

九の二 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託を受けた者がその委託に係るクロスボウを同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十 第十八条の二第一項の規定による承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したもののを製作の目的に従つて所持する場合

十一 事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の製造を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」とする）がその製造に係るもの（捕鯨用標識銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の販売を業する者又は同条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

十二 事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の販売を業

とする者（以下「捕鯨用標識銃等販売事業者、者」という。）が捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、同条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したもの（以下「事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出てクロスボウの製造を業とする者（以下「クロスボウ製造事業者」という。）がその製造に係るもの（クロスボウ製造事業者が修理をする場合にあつては、次号に規定するクロスボウ販売事業者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

十四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者（以下「クロスボウ販売事業者」という。）がクロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、第四条の規定による許可を受けた所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該クロスボウ販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十五 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出て輸出のための刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るもの（業の作業に従事する者）が所持する場合

十六条 第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため必要な銃砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、動物麻酔、と殺又は当該産業の作業に従事する者（許可を受けた者があらかじめ住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこれららの規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地）を管轄する都道府県公安局委員会に届け出たものに限る。第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」といふ。）は、前項の規定にかかわらず、許可に係

務上使用するため所持することができる。

第三条の四 第一項第四号の六、第四号の七及び第七号から第十五号までに規定する者の使用者（当該各号に規定する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出たものに限る。）がそれぞれ当該各号に規定する者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

第四条 第一項第十一号から第十五号まで及び前二項の規定による都道府県公安局委員会への届出に関する必要な細目は、内閣府令で定めることとする。

第三条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド（以下「拳銃部品」という。）を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため拳銃を所持することができる者がその職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覽に供するため所持する場合

三 前二号の所持に供するため必要な拳銃部品の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃部品を当該職務のため所持する場合

四 第四条又は第六条の規定による拳銃の所持の許可を受けた者が許可に係る拳銃に取り付けて使用するため所持する場合

五 第十条の五第一項の規定による拳銃部品の保管の委託を受けた者がその委託に係る拳銃部品を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

六 武器等製造法の武器製造事業者又は同法第四条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るものと業務のため所持する場合

前項第六号に規定する者の使用人で同号に規定する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出たもの（同号に規定する者が前条第三項の規定により届け出したものを含む。）が同号に規定する者の業務のため所持する場合は、同号に定める場合に含まれるものとする。

第三条の三 前項の規定による都道府県公安局委員会への届出に必要な細目は、内閣府令で定める。

第三条の四 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、実包のうち拳銃に使用することができるものとして内閣府令で定めるものとする。

の（以下「拳銃実包」という。）を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため銃砲を所持する者が当該銃砲に適合する拳銃実包をその職務のため所持する場合

二 試験若しくは研究のため又は技能検定若しくは技能講習の用に供するため銃砲を所持する者は又は地方公共団体の職員が当該銃砲に適合する拳銃実包をこれららの職務のため所持する場合

三 前二号又は第十一号の所持に供するため必要な拳銃実包の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃実包をその職務のため所持する場合

四 第四条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合する拳銃実包を所持する場合

五 技能検定を受ける者がその所持する当該技能検定に係る獵銃に適合する拳銃実包を当該技能検定を受けるため所持する場合

五の二 技能講習に関する事務の用に供するため、当該技能講習を受ける者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けて所持する獵銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が、当該獵銃に適合する拳銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

六 指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場における獵銃による射撃の指導を行うため、当該射撃の指導を受ける者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持する獵銃を所持する射撃指導員が、当該獵銃に適合する拳銃実包を当該射撃の指導を行うため所持する場合

七 射撃教習を行うため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が当該射撃教習を行うため、又は射撃練習を行うため練習用備付け銃を所持する者が当該指導若しくは助言を行うため、又は射撃練習を行なうため練習用備付け銃を所持する者が当該射撃練習を行うため拳銃実包を所持する場合

該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受けける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受けける場合

第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃実包を譲り受けたはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他他の不特定若しくは多数の者の乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

二 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合又は銃砲で射撃を行う施設等を発射する場合

一 法令に基づき職務のため銃砲等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該銃砲等を発射する場合

三 クロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」といふ。)以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。)の用途に限る。)に供するための法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をする場合。(ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。)である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。)

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(射撃場を除く。)において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの(第七号及び第十三条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。)の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するたる他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。)の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

七 次条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業

三 克ロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」といふ。)以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。)の用途に限る。)に供するための法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をする場合。(ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。)である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。)

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(射撃場を除く。)において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの(第七号及び第十三条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。)の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するたる他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。)の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

五 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める運動競技の用途に供するため、拳銃又は空気拳銃を競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技を所持しようとするもの

五 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める運動競技の用途に供するため、拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技に供するため、拳銃又は空気拳銃を競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃信号銃又は拳銃を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県

公安委員会の許可を受けなければならないものとする。

(許可の申請)

第四条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲等又は刀剣類の種類（内閣府令で定める獃銃の種類を含む）

三 銃砲等又は刀剣類の所持の目的

四 その他内閣府令で定める事項

五 認知機能検査

六 住居の定まらない者

七 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取

事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獃銃又は空氣銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係る獃銃又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獃銃又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

4 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獃銃又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獃銃又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

6 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獃銃又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

7 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する獃銃又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

8 第十一条第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

九 第十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号、第三項、第四項、第六項又は第七項の規定による許可の取消处分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分を決定する日までの間に当該処分に係る獃砲等又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者（銃砲等又は刀剣類を所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなつた日から起算して五年（同条第一項第四号の規定による許可の取消处分に係る者にあつては、十年）を経過していないもの

十 第十一条の三第一項第一号に該当したことにより同項の規定により第十三条の三第二項の規定により同項の規定により第十三条の十三第二項の年少射撃資格の認定（以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。）を取り消され、又は第十一条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過してい

十一 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過してい

十二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過してい

十三 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者

十四 次条第二項第二号又は第三号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、それがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第二項第一項又は第十条の二の規定（同法第二十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定（同法第二十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十七 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行ふおそれがあると認めると認めるに足りる相当な理由がある者

十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

十九 同号に該当する者を除く。）

二十 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による検査を受けず、競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者

二十一 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過してい

二十二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過してい

二十三 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過してい

二十四 次条第二項第二号又は第三号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、それがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

二十五 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十六 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十七 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十八 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十九 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十一 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十二 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十三 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十四 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十五 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十六 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十七 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十八 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十九 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十一 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十二 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

り消され、又は同条第三項、第四項、第六項若しくは第七項の規定により許可を取り消された日から起算して五年を経過していない者

八 第十一条第一項第四号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消された日から起算して十年を経過していない者

九 第十一条第一項第一号、第二号若しくは第四号、第三項、第四項、第六項又は第七項の規定による許可の取消处分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分を決定する日までの間に当該処分に係る獃砲等又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこととなつた日から起算して五年（同条第一項第四号の規定による許可の取消处分に係る者にあつては、十年）を経過していないもの

十 第十一条の三第一項第一号に該当したことにより同項の規定により第十三条の十三第二項の規定により同項の規定により第十三条の十三第二項の年少射撃資格の認定（以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。）を取り消され、又は第十一条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過していない者

十一 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過していない者

十二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

十三 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた者

十四 次条第二項第二号又は第三号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、それがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第二項第一項又は第十条の二の規定（同法第二十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定（同法第二十九条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十七 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行ふおそれがあると認めると認めるに足りる相当な理由がある者

十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

十九 同号に該当する者を除く。）

二十 都道府県公安委員会は、第四条の三第一項に規定する者が同項の規定による検査を受けず、競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者にあつては、十四歳に満たない者

二十一 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過してい

二十二 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過してい

二十三 第十一条の三第一項第三号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過してい

二十四 次条第二項第二号又は第三号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、それがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの（前号に該当する者を除く。）

二十五 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十六 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十七 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十八 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

二十九 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十一 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十二 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十三 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十四 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十五 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十六 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十七 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十八 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

三十九 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十一 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十二 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十三 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

四十四 銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた

それがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。
(獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウの許可の基準の特例)

第五条の二 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 次条第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの
二 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する知識を有する者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する知識を有する者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者

3 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

三 銃砲等、刀剣類、第二十二条の三第一項に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

4 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

5 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

6 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

7 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

8 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

9 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

10 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

11 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

12 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

13 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

14 都道府県公安委員会は、第二十二条に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物(第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という)を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは长期三年以上の拘禁刑に当たるものに限る)で政令で定めるものに当たる違法な行為をしていない者

年を経過していない者又は当該許可済獣銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限り年を経過していない者に限る。)

二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済獣銃を亡失し、又は許可済獣銃が滅失した者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済獣銃の所持の許可が効力を失つた日(当該災害に起因するやむを得ない事情により許可済獣銃を亡失した者で、第八条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日)から起算して一月を経過しないもの(当該許可済獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)

三 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの(当該許可を受けて所持していた獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)

四 所持しようとする種類の獣銃に係る第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者で、その交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

五 所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項の教習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

六 所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項の教習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

七 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の規定による許可に係る空氣銃が空氣拳銃である場合には、当該空氣拳銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空氣拳銃射撃競技のための空氣拳銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

八 獣銃又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者があつては、次のいずれかに該当する者(ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者ハに該当する者を除く。)

九 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者(イ又はハに該当する者を除く。)

ハ 繼続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けていれる者

二 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、政令で定められたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

三 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を都道府県公安委員会に届け出講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。

五 第三条第二号又は第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者にあつては、政令で定められたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

六 第四条第一項第一号との規定による獣銃の所持の許可を受けた者につては、前項第一号ハの規定による許可が効力を失つた日前において継続して第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた期間とを通算して十年以上同号とする。

七 都道府県公安委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空氣銃が空氣拳銃である場合には、当該空氣拳銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空氣拳銃射撃競技のための空氣拳銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

八 獣銃又は有害鳥獣駆除の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者があつては、次のいずれかに該当する者(ライフル銃による獣類の捕獲等を職業とする者ハに該当する者を除く。)

九 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者(イ又はハに該当する者を除く。)

て、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させることのための講習会を開催するものとする。

一 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令により、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

二 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱いに関する講習会を開催するものとする。

三 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を都道府県公安委員会に届け出講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

四 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができる。

五 第五条の二 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

六 第五条の三 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

七 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者が次号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

八 獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会

九 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を都道府県公安委員会に届け出講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

十 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

十一 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

十二 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

十三 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

十四 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

十五 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

十六 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

十七 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

十八 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

十九 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

二十 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

二十一 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

二十二 都道府県公安委員会は、政令で定めたライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適當であるとして政令で定める者から推薦された者

部直戸県公安委員会は、許可を取り消すことを場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受けている者（当該許可を受けている者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等若しくは刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等若しくは刀剣類を仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。

2 るときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

3 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により第十三条の三第一項の規定により既に保管している拳銃を仮領置する場合において、同条第三項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管しているときは、当該拳銃部品についても仮領置するものとする。

都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することがあるときは、当該拳銃部品に係る拳銃部品があ

二 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つた場合

三 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分（第十条の九第二項の指示を含む。）に違反した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消すことができる。

（聴聞の方法の特例）

第十二条 第十一条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法

空氣銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察員に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲等又は刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは第十条の二の帳簿を提示させ、質問又は当該銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは当該帳簿を検査させることができる。この場合において、同号の規定による許可を受けた者に対する内閣府令で定めるところにより、当該風流器具又はクロスボウを当該

者に見付かり、詰めを取引し得た場合においては、当該許可を受けていた者（当該許可を受けている者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮置置するものとする。

4 できた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

拳銃の所持の許可が取り消され、かつ、当該拳銃に係る拳銃部品が仮領置されている場合において、当該許可が取り消された者から当該拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者）にあつては

(平成五年法律第八十八号) 第十五条第一項の規定による通知をしきかつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

第十一條第一項から第七項まで又は前条の規

（公務所等への照会）
第十三條の一 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理に關し必要があると認めるときは、公務所、公私の方団体その他の関係者に依頼して必要な事項の報告を乞うる。

11
の銃砲等又は刀剣類が仮留置されている場合において、許可が取り消された者から売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者以外の者にあつては、当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者に限る。）が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安局会は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。
許可が取り消されなかつた場合においては、

は、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。)が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

第一項又は第二項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、これらの規定により仮領置した拳銃部品を速やかに当該拳銃部品を所持していた者に返還しなければならない。

定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
（行政手続法の適用除外）

第十三條の三 都道府県公安委員会は、第四条マの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合においては、開催者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

都道府県公安委員会は、第八項の規定により仮領置した銃砲等又は刀劍類を速やかに当該銃砲等又は刀劍類を所持していた者に返還しなければならない。
第八条第九項及び第十項の規定は、第八項又は第九項の規定により仮領置した銃砲等又は刀劍類について準用する。この場合において、同条第九項中、「第七項の規定により銃砲等又は刀劍類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條第十項」と読み替えるものとする。

6 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項から第三項までの規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第十九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條の二第四項」と読み替えるものとする。

しくは第六条の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第三項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定を受けた後も引き続き第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対する報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができ

て、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者（その者の所在が不明である場合において同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲等又は刀剣類を保管することができる。

(拳銃部品の仮領置)
第十一條の二 都道府県公安全委員会は、前条第八項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持

認定を取り消さなければならぬ。
一 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、
第十三号又は第十五号から第十八号までに該
当するに至つた場合

第十三條 (検査) 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた猟銃若しくはる。

2 都道府県・公安委員会は、前項の規定により銃砲等又は刀・剣類を保管した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明確

二　国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覽に供するため所持する場合

三　前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四　事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者（使用者を含む。）がその製造又は輸出に係るものの業務のため所持する場合

五　前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める。

（刃物の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止）

第二十二条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃物の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帯してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃物の長さがハセンチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。

（模造拳銃の所持の禁止）

第二十二条の二 何人も、模造拳銃（金属で作られ、かつ、拳銃に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者（使用者を含む。）が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合は、この限りでない。

前項ただし書の届出に関し必要な細目は、内閣府令で定める。

（販売目的の模擬銃器の所持の禁止）

第二十二条の三 何人も、販売の目的で、模擬銃器（金属で作られ、かつ、拳銃、小銃、機関銃又は獵銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。）を所持してはならない。

2 前条第一項ただし書及び第一項の規定は、模擬銃器の所持について準用する。

第二十二条の四 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模擬刀剣類（金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。）を携帯してはならない。（発見及び拾得の届出）

第二十三条 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。（事故届）

第二十三条の二 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を所持する者は、当該許可又は登録に係る銃砲等又は刀剣類を亡失し、又は盜み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならぬ。（許可証、年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等）

第二十四条 銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならぬ。

2 警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者に許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求めることができる。

3 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。（銃砲刀剣類等の一時保管等）

第二十四条の二 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他の周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。

2 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬している者が、異常な挙動その他の周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。

3 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行う場合について準用する。

4 第一項及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀劍類等による危害を防ぐため必要な最小の限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

5 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、速やかに、その一時保管に係る銃砲刀劍類等を一時保管した場所を管轄する警察署長（以下この条において「所轄警察署長」という。）に引き継がなければならぬ。

6 この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀劍類等を一時保管しなければならない。
所轄警察署長は、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に（当該期間内であつても、一時保管する必要がなくなった場合にあつては、直ちに）一時保管に係る銃砲刀劍類等を本人（当該銃砲刀劍類等について本人に対し返還請求権を有するところが明らかな者がある場合においては、その者）に返還するものとする。ただし、本人に返還するところが危害防止のため不適当であると認められる場合においては、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。

7 所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀劍類等が、第三条第一項又は第二十一条の三第一項の規定によりその所持が禁止されている者から提出された銃砲等若しくは刀劍類又は準空氣銃である場合（当該銃砲等又は刀劍類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、前項の規定にかかるわらず、これを返還しないものとする。

8 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀劍類又は準空氣銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀劍類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀劍類」とあるのは、「第二十四条の二第七項の銃砲等若しくは刀劍類又は準空氣銃」と読み替えるものとする。

9 所轄警察署長は、第六項本文に規定する者の所在が明らかでないため、第二項の規定により

警察官が一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

10 前項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、その銃砲刀剣類等の所有権は、政令で定める区分に従い、国又は都道府県に帰属する。

11 第六項から前項までに規定するもののはか、第二項及び第五項の一時保管に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

(本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置)

第二十五条 銃砲等又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとする場合においては、上陸地を管轄する警察署長は、内閣府令で定める手続により、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置するものとする。ただし、その者が第三条第一項各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を所持することができる場合及び仮領置しないものとする。ただし、その者が第三条第一項各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を所持することができる場合及び仮領置しないものとする。ただし、その者が第三条第一項各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を所持することができる場合及び仮領置しないものとする。ただし、その者が第三条第一項各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を所持することができる場合及び仮領置しないものは、この限りでない。

2 前項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から次項第三号又は第四号に該当する旨の申出があつた場合において、その出入国港の所在地又は積出地が当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者の上陸地と異なるときは、は、その出入国港の所在地又は積出地を管轄する警察署長に仮領置した銃砲等又は刀剣類を引き継がなければならない。

3 前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から次項の各号のいずれかに該当する旨の申出があつた場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

4 一 第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合

二 第十四条の規定による登録を受けようとする場合

三 一本邦から出国するため当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に持ち出そうとする場合

四 一 前号に掲げる場合のほか、当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に積み出そうとする場合

二 第一項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合において、当該銃砲等又は刀

剣類を所持していた者から売渡し、贈与、返還等を受けて当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、同項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。

5 銃砲等又は刀剣類を所持していた者又はその者から当該銃砲等若しくは刀剣類の売渡し、贈与、返還等を受けた者が第一項の規定による仮領置の日から起算して六月（船舶の出港の遅延その他）の他のやむを得ない事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができない場合において、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間）以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、國に帰属する。

6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに関する必要な細目は、内閣府令で定める。

（授受、運搬及び携帯の禁止又は制限）

第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合においては、都道府県公安局会は、一定の公告式による告示をもつて、地域及び期間を定め、これらの方行為を禁止し、又は制限することができる。

2 都道府県公安局会は、前項の規定により告示をした場合においては、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置することができる。

3 都道府県公安局会が第一項の規定によりした告示については、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならない。ただし、議会が解散される場合においては、その後最初に招集される議会において速やかにその承認を得なければならぬ。

4 前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたとき、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。

5 第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、速やかに仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。
（提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等）

收する場合を除くほか、都道府県公安局委員会は、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。

一 第三条第一項又は第十条第一項（第二十一一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者が所持する当該違反に係るもの

二 偽りの方法により第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が所持する当該許可に係るもの

三 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情を知つて所有者からこれを取り得した者が所持する当該登録に係るもの

前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲等又は刀剣類が、当該各号に掲げる者の以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、適用しない。

一 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反すること又は偽りの方法により許可を受けることをあらかじめ知らないで、これらのことの生じた時から引き続いて当該銃砲等又は刀剣類を所有していると認められる場合

二 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反する事実又は偽りの方法で許可を受かった事実が生じた後、その情を知らないで当該銃砲等又は刀剣類を取得したと認められる場合

第三条第九項及び第十項の規定は、第一項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合には、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第二十七条第一項の規定により提出された銃砲等又は刀剣類」と読み替えるものとする。

（報告徵収及び立入検査）

第二十七条の二 都道府県公安局委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県公安局委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

2 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対し、当該業務に関する報告を求めることができる。

都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の二

の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の届出に係る教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を備え付けるかどうか、第九条の七第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、又は獣銃等保管業者が委託を受けて獣銃若しくは空気銃を保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該獣銃若しくは空気銃を保管しているかどうか、若しくはクロスボウ保管業者が委託を受けてクロスボウを保管する保管場所について、第十条の八の二第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

銃砲等の古式銃砲を除く。)を管理する責任を有する者(以下この条において「銃砲等の管理責任者」という。)は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。

(獵銃安全指導委員)
第二十八条の二 都道府県公安委員会は、継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、獵銃安全指導委員を嘱託することができる。
一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
三 生活が安定していること。
四 健康で活動力を有すること。

2 獵銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行う。

一 第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた者に対し、当該獵銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。

二 警察職員が第十三条の規定により行う獵銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力をを行うこと。

三 獵銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、獵銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で國家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

都道府県公安委員会は、獵銃安全指導委員が前項に掲げる職務を適正に行うために必要な限度において、獵銃安全指導委員に対し、同項第一号に規定する者に係る第四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる情報を提供することができる。

3 4 獵銃安全指導委員又は獵銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 獵銃安全指導委員は、名誉職とする。

6 都道府県公安委員会は、獣銃安全指導委員に對し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。
7 都道府県公安委員会は、獣銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。
二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
三 獣銃安全指導委員たるにふさわしくない非行があつたとき。
8 前各項に定めるもののほか、獣銃安全指導委員に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県公安委員会に対する申出)
第二十九条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するものが、その言動その他事情から当該銃砲等又は刀剣類により他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる。
2 都道府県公安委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置を執らなければならない。
(審査請求の制限)
第二十九条の二 都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、審査請求をすることはできない。

(権限の委任)

第三十条 この法律又はこれに基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第三十一条の二 第三条第一項の規定に違反して、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(経過措置)

第三十一条の二 この法律の規定に基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(経過措置)

第三十一条の二 この法律の規定に基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣

(内閣府令への委任)
第三十三条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項(古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関するものを除く。)は、内閣府令で定める。

第五章 罰則

第三十三条 第三条の十三の規定に違反したとき(第三十三条の十一第一項第三号に該当する場合を除く。)は、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。
2 前項の違反行為(拳銃等の発射に係るものに限る。次項において同じ。)が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十三条の三第三項において同じ。)により反復して行われるもの)をいう。以下この項において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十三条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上上の拘禁刑を無期若しくは五年以上の拘禁刑及び三千円以下の罰金に処する。
3 団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきもの)をいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一項の違反行為をした者も、前項と同様とする。
2 常利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の拘禁刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑及び七百万円以下の罰金に處する。
3 前項(第一号に係る部分に限る。)五年以上上の有期拘禁刑又は五年以上の有期拘禁刑及び三千円以下の罰金に處する。

4 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。
2 常利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は七年以下の拘禁刑及び三百万元以下の罰金に處する。
3 前二項の未遂罪は、罰する。
2 常利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は七年以下の拘禁刑及び三百万元以下の罰金に處する。
3 前二項の未遂罪は、罰する。

第三十二条 第三条の九又は第三十三条の十二の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万元以下の罰金に處する。
2 常利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は七年以下の拘禁刑及び三百万元以下の罰金に處する。
3 前二項の未遂罪は、罰する。
2 常利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は七年以下の拘禁刑及び三百万元以下の罰金に處する。
3 前二項の未遂罪は、罰する。

(第三十二条の二 第三条の四の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。)

(第三十二条の三 第三条の七又は第三十三条の十の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。)

(第三十二条の四 第三条の七又は第三十三条の十の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。)

(第三十二条の五 第三条第一項の規定に違反して、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第三十二条の六 偽りの方法により拳銃等又は銃砲等の所持について第四条又は第六条の規定にて自首したときは、当該拳銃等又は銃砲等の所持についての第三十三条の三の罪及び当該拳銃等の所持に係る譲受け又は借受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。)

(第三十二条の七 第三条の六の規定に違反したときに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。

(第三十二条の八 第三条の三第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は三百万元以下の罰金に処する。

(第三十二条の九 第三条の九又は第三十三条の十二の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万元以下の罰金に処する。

(第三十二条の十 第三条の三第一項の規定に違反して拳銃実包を所持する者が当該拳銃実包を提出して自首したときは、当該拳銃実包の所持についての第三十三条の八の罪及び当該拳銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。

(第三十二条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万元以下の罰金に処する。

(第三十二条の十二 第三条第一項の規定に違反して、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(第三十二条の十三 第三条第一項に該当するとき(第三十二条の二第一号に係る部分に限る。)は、内閣府令で定める。

三 第三十一条の十三の規定に違反したとき（次に掲げる場合に限る。）。

イ 獣獵又は有害鳥獸駆除の用途に供するために獵銃若しくは空氣銃又はクロスボウを発射した場合

ロ 人命救助、動物麻醉又は特定銃砲使用産業の用途に供するため、それぞれ、救命索發射銃若しくは救命用信号銃、麻醉銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲のうち当該特定銃砲使用産業の用途に供するものとして政令で定めるものを発射した場合

ハ 動物麻醉又は特定クロスボウ使用産業の用途に供するためにクロスボウを発射した場合

四 偽りの方法により獵銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。

前項第二号の未遂罪は、罰する。

第十条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して拳銃等又は獵銃を発射した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十二 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をしたときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し又は免除する。

第三十一条の十三 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航空機（以下この条において「資金等」という。）を提供したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手される前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十一条の十四 第三十一条の二第三項及び前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第三十一条の十五 第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三年以下の拘禁刑及び百万円以下の罰金に処す

第三十一条の十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して銃砲等(拳銃等及び猟銃を除く。第四号及び第三項において同じ。)又は刀剣類を持したとき(第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。)

二 第三十一条の二第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の人又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき(第三十一条の六に該当する場合を除く。)

五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

前項第三号の未遂罪は、罰する。

第十条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十七 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

次の場合のいづれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を所持したとき。

二 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃等として譲り渡し、若しくは貸付け、又は譲り受け、若しくは借り受けたとき。

三 第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を受けた物品又は拳銃実包として取得した物品を輸入したとき。

次の場合のいづれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を受けた物品又は拳銃実包として取得した物品を所持したとき。

二 第三十二条の九第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃実包として譲り渡し、又は譲り受けたとき。

三 第三十二条の十一第一項第一号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を輸入したとき。

四 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を所持したとき。

二 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃部品として譲り渡し、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けたとき。

三 第三十一条の十八 第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下での拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十二条の規定に違反した者

五 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の人及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたとき。

二 第十条の人第三項又は第十条の人の一第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十二条の三第一項の規定に違反したとき。

五 第二十二条の三第一項の規定に違反したとき。

六 第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反したとき。

七 第三十一条の三の罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したとき。

八 第二十二条の三第一項の規定に違反したとき。

九 第三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第二十二条の二第一項の規定に違反して銃砲等（拳銃等を除く。以下この号において同じ。）若しくは刀剣類を譲り渡し、又は同条第二項の規定に違反して銃砲等若しくは刀剣類を譲り渡し、若しくは貸し付けたとき。
第三十四条 第三十三条の六、第三十三条の八、第三十三条の十三まで又は第三十一条の十六から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の拘禁刑及び罰金を併科することができる。
第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第四条の二（第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の第五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書若しくは添付書類又は第九条の十三第一項の認定申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。
二 第四条の四第一項、第七条第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四项（第九条の十五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五项、第九条第三項、第九条の五第三項後段（第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条の七第二項（第九条の十一第二項、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五项（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第九条の十一第三项、第九条の十六第三项、第十条第四项若しくは第五项（これらの規定を第二十二条において準用する場合を含む。）、第十条の四第一项から第三项まで、第十五条第二项、第十六条第一项、第十八条第三项、第二十一条の二、第二十二条の二第一项、第二十二条の四、第二十三条又は第二十四条第一项の規定に違反したとき（第三十三条第二号に該当する場合を除く。）。
三 第四条の四第二项若しくは第九条の六第三项（第九条の十一第二项において準用する場合を含む。）の規定による打刻命令、第四条

の四第三項の規定による命令又は第八条第七項、第九条の八第三項、第九条の十二第二項、第十一条第八項若しくは第九项、第十三条の三第一項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の規定による銃砲等若しくは刀劍類の提出命令に応じなかつたとき。

四 第八条の二第二項、第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十三条の三第三項の規定による拳銃部品の提出命令に応じなかつたとき。

五 第九条の六第二項（第九条の十一第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第四項（第九条の十一第二項、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五の二 第十条の五の二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

六 第十条の六第二項又は第二十七条の二第二項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

七 第十三条前段の規定により警察職員が行う銃砲等若しくは刀劍類、許可証若しくは第十三条の五の二の帳簿の提示の要求若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証、年少射撃資格認定証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第十三条後段又は第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十六条 第三十二条第三号に規定する犯罪に係る銃砲又は刀劍類で当該犯人が所有し、又は占有するものは、没収することができる。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該銃砲又は刀劍類を取得したと認められる場合には第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第三十一条の四第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第三十一条の六から二項に係る部分に限る。）、第三十一条の十一第一項第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項

若しくは第二項、第三十一条の十五、第三十一条の十二、第三十二条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十一条第一項、第三十一条の二第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項 一千円以下の罰金刑

二 第三十一条の三第一項前段又は第三十一条の第四項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）三百万円以下の罰金刑

三 第三十一条の三第一項後段 五百万円以下

の罰金刑

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

（銃砲刀剣類等所持取締令の廃止）

2 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この法律の施行の際銃砲刀剣類等所持取締令（以下「旧令」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀剣類は、この法律の規定により登録されたものとみなす。

5 この法律の施行の際旧令の規定によりされる許可の申請、届出その他の手続及び都道府県公安委員会がした仮領置その他の処分は、それぞれこの法律の各相当規定に基いてした許可の申請、届出その他の手続及び仮領置その他の処分とみなす。

6 この法律の施行の際旧令の規定により任命されている刀剣審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。

7 この法律の施行の際閑税法(昭和二十九年法律第六十一号)第八十六条の規定により税関が留置している銃砲又は刀劍類については、当該税関は、この法律の施行の日から起算して七日以内に、これを当該税関の所在地を管轄する警察署長に引き継がなければならない。この場合においては、当該税関は、その旨をすみやかに当該銃砲又は刀劍類を留置された旅客又は乗組員に通知しなければならない。

8 前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀劍類については、第二十五条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による仮領置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により警察署長が税關から銃砲又は刀劍類の引継をした日」とする。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年四月五日法律第七二号)

1 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際に十八歳に満たない者でこの法律による改正前の銃砲刀劍類等所持取締法第四条第一項の規定により銃砲又は刀劍類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀劍類等所持取締法(以下「新法」という)第四条第一項の規定により当該銃砲又は刀劍類について許可を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀劍類の所持の許可の申請をしている者に対する年齢に関する許可の基準の規定の適用については、新法第五条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後に、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後ににされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

9 附 則（昭和三八年三月二二日法律第二三号）抄

（施行期日）
七号　抄

（施行期日）
一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）
2 法人の代表者又は代理人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について

都道府県公安委員会は、この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する場合においては、新法第七条の規定にかかるわらず、その者に対し、当該許可又は更新に係るものを現に有するすべての許可証と引換えに交付することができる。

この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた所持する場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合においては、新法第七条の規定にかかるわらず、その者に対し、当該許可の更新を受けて所持するすべての獣銃又は空気銃の所持の許可に係る事項を記載したものを現に有するすべての許可証と引換えに交付することができる。

この法律の施行前に失効した許可（旧法第八号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の二の規定にかかるわらず、旧法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。）

この法律の施行前に失効した許可（旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者又は当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又は第六項の規定により仮領置したものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年六月二〇日法律第七六号）抄

定、第十五条にただし書を加える改正規定、第十九条の改正規定（狩猟免許）及び「狩猟免状」を改める部分を除く）、第二十条の改正規定、第二十二条の改正規定（本法又は本法二基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則）を改める部分に限る）、第二十条ノ四及び第二十条ノ六の改正規定、第二十二条第一項の改正規定（若ハ其ノ更新、登録）を加える部分を除く）、第二十二条の改正規定（第四条第七項）を改める部分のうち第八条ノ三第七項に係る部分及び「狩猟免状」を改める部分を除く）、第二十二条ノ二本文の改正規定、第二十三条の改正規定（第十四条第三項）を改める部分を除く）、第二十四条の改正規定並びに次項、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前又は改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年五月二一日法律第五五号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五条第一項第四号及び第五号の改正規定（三年）を「五年」に改める部分に限る、「同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く）、第八条第一項第六号の改正規定、第十一條第一項の改正規定（「第五条の五」を削る部分を除く）並びに第二十九条の表の改正規定（許可証）の下に「（第九条の五第二項の認定証を含む。）を加える部分を除く。」は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第五条の五の規定により獵銃の所持の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

3 前項に規定する者に係る射撃教習における教習射撃指導員の獵銃の所持については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第四条若しくは第六条の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は旧法第七条の三の規定による銃砲若しくは空気銃の所持の許可の更新を申請している者の申請書及びその添付書類は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第四条の二（第六条第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。）による申請書及びその添付書類とみなす。

5 この法律の施行前一年内に交付された旧法の規定による合格証明書又は教習修了証明書（附則第二項の規定によりなお從前の例によることとされる者に係る合格証明書又は教習修了証明書を含む。）は、新法の規定による合格証明書又は教習修了証明書とみなす。

6 この法律の施行の際現に都道府県公安局委員会に対ししてされている旧法第五条の五の規定による獵銃の所持の許可の申請は、この法律の施行日の日から起算して十四日を経過する日までの間に申請者が申し出たときは、当該申請に基づき新法第五条の四第一項の技能検定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されている施設は、新法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第十条の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十条の三第二項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

9 附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下この項において「改正規定」という。）の施行の際現に改正規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に対する当該許可の取消しその他の処分（第七条の三第二項の規定による許可の更新を除く。）に関しては、改正規定の施行前に生じた事由については、なお從前の例による。

10 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三年五月一日法律第五二二号)抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えて等取締法第三条第一項第十号に規定する承認とみなす。

この法律の施行前に文化庁長官の行つた改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第三条第一項第十号に規定する承認は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第十八条の一第一項に規定する承認とみなす。

この法律の施行前に交付された改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項に規定する認定証は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項に規定する教習資格認定証とみなす。

この法律の施行前に教習射撃場に備え付けられていた改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項に規定する備付け銃は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の六第二項に規定する教習用備付け銃とみなす。

附 則 (平成五年六月一五日法律第六六号)抄
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一二月一二日法律第八八号)抄
(施行期日)

この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関する改

あるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。
(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。